

65歳以上の皆さんへ 平成19年度の介護保険料をお知らせします

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

保険料の決め方

介護保険料は地域で必要となるサービスの量や65歳以上の人の数に応じて、3年ごとに基準額を見直します。平成18～20年度の五條市における基準額は、年額50,400円(月額4,200円)です。所得段階は、昨年度から低所得者の保険料負担を減らすため、これまでの5段階制から6段階制に改められています。各段階の対象者と保険料(年額)は次のとおりです。

※第2段階のみ昨年度の軽減措置が終了し、基準額に対する割合が **0.65** から **0.66** に引き上げられます。その他の段階は昨年度と同額です。

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.50 25,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.66 33,260円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人	基準額×0.75 37,800円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	基準額×1.00 50,400円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25 63,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50 75,600円

◎平成17年度の税制改正により、市民税非課税者から課税者となり、保険料段階が急激に上がった人に対しては一定期間、緩和措置を行っています。

保険料の納め方

原則として年金から収めることになっています。受給している年金額によって収め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として収める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

特別徴収 (年額18万円以上の年金を受けている人)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて年金が支給されます。

▼年度の途中で65歳になった時、転入したときは、**すぐに特別徴収(年金からの天引き)はできませんので、月割りで普通徴収(納付書で納付)になります。**

▼4月または6月から特別徴収で仮徴収されている場合は、8月までの保険料額のみお知らせしていますが、7月の保険料確定後に本年度の保険料年額を個別にお知らせします。

普通徴収 (受けている年金が18万円未満の人等)

介護福祉課より送付される納付書にもとづいて、個別に保険料を納めます(年8回)。五條市指定の金融機関、市役所介護福祉課・各支所窓口で納めることができます。

また、口座振替で保険料を納めることもできます。保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印を持参のうえ、市役所介護福祉課・各支所窓口または五條市指定金融機関で手続きを行ってください。

◎保険料額や納め方については、一人ずつ異なります。
 詳細は7月中旬に個別郵送で通知しますのでご確認ください。

■問合先 介護福祉課介護保険係 ☎(内線291、294)